

平成29年度事業計画

I 趣旨

少子・高齢化の急速な進展などに伴い、社会保障制度を取り巻く環境が大きく変化するなかで、リハビリ専門病院、障害児者施設、高齢者施設等で多種多様なサービスを提供してきた当事業団の責任はますます重くなっている。

このことを踏まえ、平成29年度においては、引き続き、新経営10か年計画基本計画（平成21年度～30年度）及び新経営10か年計画第3期実施計画（平成27～30年度）に基づき、県とのパートナーシップのもとで県民のニーズに的確に対応するとともに、社会福祉法人制度改革の趣旨に沿った取り組みを進め、県民福祉の向上を目指した自律的な事業団経営のもとで諸事業を展開する。

〔基本計画における重点目標〕

- 1 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 2 リハビリ医療と障害・高齢者福祉の牽引役を目指す
- 3 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

〔基本方針の5本柱〕

- 1 利用者本位のサービスの提供
- 2 地域で支え合う仕組みづくり
- 3 医療と福祉の連携による事業推進
- 4 人材育成と働きがいのある職場づくり
- 5 経営基盤の安定・強化

II 社会福祉法人制度改革への対応

社会福祉法等の一部が改正され、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るための社会福祉法人制度改革が進められるなかで、当事業団においても公益性の高い法人として社会的な要請に的確に対応していくため改革の趣旨に沿ったさまざまな取り組みを推進する。

1 経営組織のガバナンスの強化

社会福祉法人制度改革を踏まえ、理事会・評議員会の機能再編、会計監査人の設置、内部監査体制の強化を図ることにより、県民から信頼される公益性の高い社会福祉法人としての経営組織のガバナンスの強化に取り組む。

2 事業運営の透明性の向上

法令等に基づき、公表・閲覧対象書類を拡充、各施設に備置し、また現況報告書により役員区分毎の報酬総額を公表することで事業運営の透明性をより一層推進する。

また、事業団ホームページ・広報誌等を通じて、法人・施設の経営・運営状況等を積極的に開示する。

3 財務規律の強化

計算書類等の監査を行う会計監査人を設置するなどにより、適切かつ公正な収入・支出の管理、財務情報の信頼性の向上、業務の効率化、経営の適正化などの実現を図る。

4 地域における公益的な取組

当法人の公益性・非営利性を踏まえ、地域の福祉ニーズに対応した「地域における公益的な取組」を着実に展開する。

Ⅲ 事業計画

1 利用者本位のサービスの提供

利用者本位で質の高いサービスを提供するため、制度改正に的確に対応していくとともに、事業や職員配置の見直し、改善を実施する。

また、虐待防止・人権擁護に向けた取り組みや、発達障害、認知症等に関する専門的な知識や技術の習得を推進する。

(1) 利用者本位で質の高いサービスの提供

ア 障害児者施設機能の充実

① 障害福祉サービス制度改正への対応

【障害児者施設】

障害児入所施設は、平成30年3月までに障害児施設として継続か、障害者施設もしくは児者併設型施設への転換を求められていたが、国から移行期限を3年延長し、平成33年3月31日までとする方向性が示されたことから、更なる情報収集及び検討を進める。

また、平成30年度の障害者総合支援法改正、介護・障害福祉サービス等報酬改定、地域共生社会の実現等の制度横断的な情報収集、検討を行い、適切に対応していく。

○児童福祉法改正にかかる国の動向を注視しながら情報収集し事業移行を検討

○障害者総合支援法等改正にかかる更なる情報収集及び改正法を踏まえた事業運営の検討

拡② 障害者の就労や地域生活を支援するための拠点機能の強化

【職業能力開発施設、障害者施設】

一般就労へのニーズに応えるため、就労支援関係事業を着実に推進するとともに、支援力を強化する取り組みを進め、障害者の雇用・就業を促進する。

○就労移行支援事業の活性化

○障害者就業・生活支援センター事業の推進(国及び県受託事業)

○訪問型職場適応援助促進助成金事業(ジョブコーチ)の実施

○事例発表大会やセミナーによる実践事例等の情報発信

③ 高齢・重度化に対応した支援 【障害者施設(出石、五色、赤穂、丹南、三木)】

障害者施設における利用者の高齢・重度化に対応した個別支援を推進するための支援体制を確保していくとともに、職員の専門性の向上及び支援プログラムの充実を図る。

また、大規模な施設改修等に際しては、できる限り居住環境の改善を図りながら高齢・重度化への対応を推進する。

○個別支援の推進及び職員体制の確保・検証

・きめ細かな個別支援を実践するための適正な支援体制の確保

・医療的ケアの充実を図るための適正な看護体制の維持

○職員の専門性の向上及び支援プログラムの充実

・専門的、実践的な知識や技術の向上に向けた研修会等の実施

・口腔ケア、栄養ケアマネジメント、機能訓練の実施

○居住環境の改善

・プライバシーに配慮された個室化の推進

- ・バリアフリー化にむけた設備面等の改善

〔各施設の状況〕

(施設入所利用者 H29. 1. 31現在)

	出石成人	出石第2	五色	赤穂	丹南	三木
平均年齢(歳)	42.7	68.3	52.2	48.5	54.9	49.5
最高年齢(歳)	59	94	88	76	85	71
平均障害支援区分	5.5	5.7	5.5	5.3	5.4	5.6
支援区分5、6割合	87.0%	92.3%	86.3%	81.8%	87.9%	90.5%

④ 被虐待児・発達障害・強度行動障害児者等への支援

【障害児者施設】

障害児者施設において、被虐待児や発達障害、強度行動障害にかかる支援困難なケースが増加している。引き続き、個別の心理的ケアをはじめ、行動特性を理解した適切な支援を実施するための専門的な知識や技術の習得を目指し、計画的な研修及び事例検討会を実施するとともに、各施設の取り組みを事例発表大会やセミナー等で情報発信する。

⑤ 発達障害・被虐待児などに関する専門機関への指導・助言

【清水が丘学園】

これまで培ってきた専門的な治療・支援のノウハウを活かして、児童養護施設等の専門機関を対象とした事例検討会の開催や派遣指導等の支援を実施するとともに、改正児童福祉法に基づく児童心理治療施設として心理・行動面の課題を抱えた発達障害・被虐待児への多様な心理療法や生活支援のさらなる充実を図る。

○支援ニーズの高い事例検討会の実施

○児童心理臨床セミナーの開催

○公開講座の開催

新○社会体験事業の実施 等

⑥ こども発達支援センターの運営

【こども発達支援センター】

発達障害のあるこどもの早期発見、早期療育により、児童期における様々な問題を解決し、成人期に豊かな生活を送ることができるよう、県や市町等と連携して発達障害児の支援体制の構築に取り組む。

○診断・診療、療育（リハビリ）の実施（保険診療）

○診療等以外の事業

- ・出張発達健康相談（市町での発達・健康相談）

- ・派遣発達支援（療育機関づくりへの支援）

- ・研修等（基礎研修、スキルアップ研修）

- ・市町等関係機関の連絡強化（市町連絡会の開催）

新・発達障害者支援協議会（仮称）への参画

⑦ 精神障害者の支援技術の習得・実践

【のぞみの家、障害者施設、ことぶき苑】
精神疾患に関する知識及び支援姿勢の習得を図るため、各施設でOJT等としての研修及び事例検討を実施し、精神障害者に対する支援力の向上を図る。

イ 高齢者施設機能の充実

改① 高齢福祉サービス制度改正への対応

【総合リハ、高齢者施設】

訪問介護・通所介護の予防給付対象者が市町の日常生活支援総合事業に移行することに伴い、より利用者ニーズに沿った支援を推進できるような的確に対応する。

施設サービスでは、中重度者の入所が増加していくことから、一定の医療ニーズに対応できる体制を確保する。

○日常生活支援総合事業への対応

○情報共有 通所系、訪問系事業毎の連絡会の実施

○特養等における介護職員の介護福祉士資格取得、喀痰吸引等研修の受講推進

② 個別ケアによる生活の質の向上、生きがいの推進 【高齢者施設】

自立支援を目標に、入居者一人ひとりの生活全般を捉え、その人らしく生きがいを持って生活できるよう多職種連携による個別ケアを推進する。

○個別ケアの推進

○ケア内容の充実

- ・施設内でケア項目毎に多職種が連携した委員会を設置（排泄ケア委員会等）
- ・「夢を叶えるプロジェクト」の推進

利用者の夢や希望を聴き取り、ケアプランに位置づけて、多職種連携のチーム支援により夢や希望の実現に取り組み、生きがいのある生活を提供する。

○介護技術・支援力の向上

- ・研修会の実施
- ・介護技術の評価
- ・福祉用具等の活用

③ 地域医療との連携によるターミナルケア（看取り）の実践 【高齢者施設】

高齢者施設において、利用者や家族の要望が増加してきたことから、人としての尊厳を守り、安らかな死が迎えられるよう、協力医療機関等及び施設内多職種連携のもと質の高いターミナルケア（看取り）を実践する。

ウ 利用者の人権と個人の尊厳に配慮したサービスの提供

① 人権の擁護 【法人全体】

「障害者虐待防止法」、「高齢者虐待防止法」等を踏まえ、虐待防止、人権擁護についての職員意識の向上、強化を図る取り組みを積極的に推進する。

○虐待防止、合理的配慮に関する研修等の実施

- ・集合研修（対象：管理監督職、新規全職員）
- ・施設内研修（対象：全職員）

虐待防止マニュアル、身体拘束の理解、あったかサポート等

- ・外部研修への参加
- ・兵庫県強度行動障害支援者養成研修の受講（障害児者施設支援員）

○あったかサポート実践運動の継続実施（全施設）

○虐待防止、身体拘束廃止に向けた実践（全施設）

身体拘束廃止委員会、虐待防止委員会等による効果的な取り組みを推進

新○合理的配慮事例集の活用

② サービス評価の計画的実施 【全施設】

第三者評価機関によるサービス評価を受審し、公開することで、それぞれの施設等のサービス内容の透明化を図り、利用者等からの信頼につなげるとともに、必要な改善に取り組む。

また、サービス提供現場での利用者への接し方や対応について、チーム毎に自己評価を行う「あったかサポート実践運動」を効果的に実施するため、外部講師によるリーダー研修を実施する。

拡③ 利用者個別支援の実践 【のぞみの家、障害児者施設、高齢者施設】

利用者のニーズを中心に置いた個別支援の実践として、ICF理論に基づく個別支援サイクルの定着を図る。個別支援計画やケアプランの内容が、サービスの質に直結するため、サービス管理責任者、介護支援専門員が、サービス計画の策定及び点検を実施し、利用者の願いや希望が実現できるように支援する。

○のぞみの家

新・社会生活力プログラムの策定

○障害児者施設

- ・個別支援計画に基づいた「個別支援」、「個別の事例検討」の推進
- ・利用者の自己決定を尊重するための丁寧な説明、わかりやすい文書の提示等の合理的配慮の推進
- ・「利用者に分かりやすい契約書・重要事項説明書」（H28作成）の活用

○高齢者施設

- ・ケアプランに基づいた「個別ケア」、「夢を叶えるプロジェクト」の推進

○のぞみの家、障害児者施設、高齢者施設

- ・利用者個別支援を実践した取り組み内容の情報発信
- ・「事例発表大会」（のぞみの家、障害児者施設）
- ・「夢を叶えるプロジェクト発表大会」（高齢者施設）

エ 利用者にとって安全で安心なサービスの提供

① リスクマネジメント体制の推進

【法人全体】

利用者の安全・安心の確保に向け、安全・安心総点検等を実施するとともに、リスクマネジメントの強化を図る。

○安全・安心総点検の実施（年2回）

○地震・風水害・火災等を想定した避難訓練の実施（地域との合同訓練を含む）

○災害時用備蓄・災害用設備の整備状況の点検

○苦情・事故等に関する情報共有の仕組みづくり

○事業団危機管理基本指針の活用

拡② 防犯体制の強化

【法人全体】

福祉サービスにおいては、これまで火災や自然災害の備えについて一定の基準が設けられており、安全に留意してきたが、昨年7月の相模原事件を受け、福祉サービスの分野でも防犯上の備えや意識に心がけ、利用者の安全・安心の確保の必要性が認識されている。このため、警察との連携、不審者対策等、各施設の防犯体制の強化を図る。

新○防犯設備の整備

(2) 障害者の自立支援と障害者雇用の推進

ア 障害者の自立支援の推進

拡① 専門的就労支援機能の強化

【職業能力開発施設】

県の職業リハビリテーション中核機関として、発達障害者及び特別支援学校在校生等を中心とした職能評価・開発訓練に取り組む。

また、県から「障害者雇用・就業支援ネットワーク事業」等の事業を受託し、県内の障害者就労支援機関のコーディネート役として、障害者就労支援施策を推進していく。

拡○重点分野就労促進事業の実施

研修の効果的な波及を目指して、就職希望者のみを対象とするのではなく、既就職者や就労支援員等も対象として、事業の実施する。

② 障害者の芸術文化活動支援事業の推進

【障害児者施設】

利用者の音楽、舞踊、工芸等の芸術文化活動に対する支援を推進し、QOLの向上を図るとともに、活動成果発表の場である「兵庫県障害者芸術・文化祭」への参加を通じて活動意欲の向上につなげる。

また、「事業団無形文化財制度」により各施設の芸術文化活動を支援する。

③ 介助犬及び聴導犬認定等事業の実施

【自立生活訓練センター】

障害者の自立と社会参加の促進を支援するために、介助犬等の認定法人、訓練事業所として適正に認定事業等を実施するとともに、普及促進を図る。

また、積極的に情報発信することにより相談件数を増やし、介助犬等の認定数の増加につなげる。

イ 障害者雇用の推進

① 就労継続支援（A型・B型）事業における障害者の働く場の充実【障害者施設】

福祉的就労支援において、利用者が持てる力を十分に発揮できる利用者主体の職場づくりに取り組むとともに、賃金・工賃の向上を図るため、生産活動収益の増を目指す。

○小野福祉工場「ひまわりラボプロジェクト」

県の推進するロボットリハビリテーション拠点化推進事業の一翼を担い、福祉のまちづくり研究所が開発した術前シミュレーション用人工関節モデルや筋電義手の組み立てを行う。

〔A型事業就労科目〕

	食品製造・販売 食堂経営	受託事業	その他
小野福祉工場	—	受託作業、リサイクル	ひまわりラボプロジェクト

〔B型事業就労科目〕

	食品製造・販売 食堂経営	受託事業	その他
あけぼのの家	パン(AKE-BUONO) 総合リハ職員食堂(キッチン・アケボノ)	受託作業、施設清掃	印刷・組立加工
小野福祉工場	—	受託作業、リサイクル	—
RakuRaku事業所	食堂(楽々庵出石店) 食堂(楽々庵朝来店) 豊岡市庁舎食堂(楽々庵豊岡店) らくらくベーカリー	受託作業	—
あゆみの部屋事業所	パン・クッキー	清掃作業、受託作業	野菜生産(ひかりファーム)
コスモス事業所	クッキー	清掃作業、受託作業	野菜生産
赤穂精華園授産寮	野菜加工(漬け物等)	受託作業、清掃作業 花壇定植	野菜・花苗生産 とんぼ玉工芸
有年事業所	パン・焼きドーナツ・豆腐(ほのか工房)	ウエス	—
丹南精明園	うどん(駅前店) 高校の食堂・売店	清掃作業	農業(丹波丹(まごころ)ファーム)
ひまわりの森	パン(製造・店舗販売)	受託作業	リサイクル

○工賃目標の設定

利用者が働く喜びを実感できる、さらに魅力ある就労支援事業をめざし、各事業所毎に目標工賃を設定し、きめ細やかな工賃向上の取り組みを進めていく。

〔B型事業工賃実績〕

(単位：円)

	H27(実績)	H28(見込)	H29(計画)
平均工賃額(月額)	20,614	19,844	20,220
最高工賃額(月額)	55,175	62,459	
最低工賃額(月額)	1,973	1,456	

※平均工賃額については、加重平均で記載。

※最高工賃額及び最低工賃額については、作業種目・出席日数状況による個人に対しての支給額を記載。

○安定した運営基盤づくり

- ・効率的かつ収益の向上に向けて企業とも連携を密にし、新規開拓並びに新商品等の開発及び販売方法を検討し、収入拡大を目指す。
- ・法人内各施設との連携を強化し、就労支援事業収益の向上を検討する。
- ・利用者の作業拡大に伴い、職員を適正に配置し効率的な運営を推進する。

② 事業団施設における障害者雇用の推進

【法人全体】

障害者の就労促進を図るため、各施設において障害者の就労の場を創出し、障害者雇用を推進する。

2 地域で支え合う仕組みづくり

事業団が持つ福祉・医療に関する多様な機能を活用して、障害者や高齢者が“地域で支え合い、自分らしく生きる”ことができる社会の仕組みづくりに取り組む。

(1) 地域で安全・安心に暮らすことのできるサービスの提供

① 地域リハビリテーション支援体制の推進

【総合リハ、西播磨総合リハ】

全県リハビリテーション支援センターとして、各圏域において地域包括ケアシステムの構築を図り、住み慣れた地域で、適時適切なリハビリを継続的に受けることができるよう、圏域内で完結するリハビリテーション体制の構築を目指す。

○地域リハビリテーション支援体制推進事業

- ・圏域リハ支援センターの支援
- ・関係団体との連絡調整
- ・リハ資源の調査研究、情報提供
- ・最新情報の収集、分析、提供

改② 居宅サービス事業等の実施

【総合リハ、高齢者施設】

在宅の要介護高齢者が、住み慣れた地域で生活が続けられる地域包括ケアシステムの構築を進める市町施策に対応して、在宅の要介護、要支援高齢者等へのサービス提供を行う。特に、居宅介護支援事業所は、自立支援を目指した多職種連携の要となることから、地域包括支援センターや医療機関等との連携を密にするとともに、地域の相談窓口としての役割を積極的にPRして、在宅系サービス事業の安定化に向けた利用者確保の役割を担う。

○居宅介護支援事業の推進

○通所介護事業の推進

○訪問看護・訪問介護事業の推進

○短期入所生活介護事業の推進

《重点項目》

- ・居宅介護支援事業所の新規契約者の確保

③ 認知症対応型グループホーム、認知症対応型デイサービス事業の実施

【高齢者施設】

認知症の要介護高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる居場所を提供するとともに、個々の有する能力に応じたサービスプログラムを実践し、認知症状の軽減や精神の安定を図る。

- 認知症対応型グループホーム（認知症対応型共同生活介護）の運営
村いちばんの元気者（丹寿荘） ひろいしの里（洲本市五色）
五色グループホーム（洲本市五色） たけだ遊友館（立雲の郷）
- 認知症対応型デイサービス（認知症対応型通所介護）の運営
朝陽ヶ丘荘 たじま荘 ことぶき苑 あわじ荘 くにうみの里
ひろいしの里 あすなろ（立雲の郷） たけだ遊友館

改④ グループホーム事業における地域生活支援の充実 【障害者施設】

障害者グループホームにおいて、利用者の高齢・重度化に対応した個別ケアを推進するため、職員の専門性の向上を図るとともに、建物の老朽化が課題となっているため、必要に応じ利用者が地域で安全で安心して暮らすことのできる居住環境の改善を図りながら、高齢・重度化への対応を推進する。

- 職員の専門性及び実践的な知識や技術の習得
 - ・施設内の専門職種による内部研修及び外部研修への参加
 - ・積極的な個別ケアに取り組んでいる事業所の視察
- 運営体制の検証・検討
 - ・住宅改修及び生活支援員による介護の強化等
 - ・夜間支援体制及び医療連携体制の整備・強化
 - ・高齢・重度化に対応した既存物件への移転及び新規開設の検討
 - ・消防法一部改正への対応

⑤ 地域生活支援事業等の実施 【総合リハ、障害児者施設】

障害児者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、相談支援等の各種事業を効率的・効果的に実施する。

- 相談支援事業
- 日中一時支援事業
- 小野市障害児タイムケア事業
- 児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業

⑥ 障害児者施設における相談支援事業の実施 【障害児者施設】

サービス利用支援及び継続サービス利用支援において、総合的かつ継続的な支援を行うとともに、必要に応じてきめ細やかなモニタリングを行い、より適切な支援を推進していく。

- サービス利用支援及び継続サービス利用支援の推進
- 利用者の状況に応じたきめ細やかなモニタリングの推進
- 基本相談支援の対応

⑦ 地域包括支援センター等の運営【丹寿荘、洲本市五色健康福祉総合センター】

地域包括支援センター及び在宅介護支援センターでは、市町の地域支援事業のひとつである「包括的支援事業」を市町と連携して実施するとともに、多職種連携による地域包括支援ネットワーク構築等の取り組みを推進する。

- 丹寿荘在宅介護支援センターの運営（丹波市）
- ごしき地域包括支援センターの運営（洲本市）

(2) 地域の福祉人材の育成支援

① 地域福祉人材の育成のための研修実施

【福祉のまちづくり研究所、研修交流センター】

介護・リハビリに関する人材育成の全県拠点施設として、高齢者や障害者等の介護及びリハビリに関する広範な研修を実施し、支援従事者等の専門的、実践的

な知識や技術の向上を図る。

② 人材バンク（講師派遣制度）の推進

【法人全体】

医療・福祉等の専門的な知識、技術を有する職員を講師として登録し、地域の団体等からの要請に基づき派遣することにより、地域の福祉人材の育成支援及び地域福祉の推進に貢献するとともに、講師派遣を通じて職員の自己啓発意欲の高揚と資質の向上を図る。

(3) 地域に開かれた施設運営

拡① 事業団における「公益活動推進指針」（仮称）の検討

【法人全体】

従前から実施している社会貢献活動に引き続き取り組むとともに、改正社会福祉法第24条第2項の「地域における公益的な取組」について、他法人の動向や地域ニーズの把握に努め、事業団の担うべき活動の基本的な考え方、方針にかかる指針として「公益活動推進指針」（仮称）として検討する。

- 利用者負担軽減制度の実施
- 高齢者等への生活支援の実施
- 福祉人材育成事業の実施

② 公開セミナー・福祉教育等の実施と地域交流行事等の開催

【全施設】

公開セミナーの開催等を通じ、医療・福祉の知識や技術を広く地域に情報発信するとともに、実習指導者等による実習生の受け入れ、小中学校、高等学校への講師の派遣等を積極的に行い地域における福祉教育の役割を担う。

また、各施設等において四季折々の地域交流行事等を開催し、地域住民等との交流を図り、地域に開かれた施設運営を推進する。

③ 施設運営協議会機能の充実・強化

【全施設】

地域住民や関係団体の代表者等からなる連絡協議会を開催し、施設機能等に関する情報発信を行うとともに、地域住民等の意見を施設運営に反映させることにより、相互の連携・協力体制の強化を図る。

④ 地域防災拠点体制の整備

【指定施設】

防災協定締結施設、福祉避難所指定施設として、災害時、地域の防災拠点の役割を十分果たせるよう市町と連携し、実践的訓練等を行う。

また、全事協近畿ブロック事業団と連携し、広域的な相互応援体制を推進する。

- 防災協定締結施設及び福祉避難所指定施設における市町との連携訓練の実施
- 全事協近畿ブロック事業団との相互応援体制の推進
 - ・協定事業団とのシミュレーション訓練、防災研修会の実施
- 他団体等との防災協力の検討
 - ・県内の関係団体等との協力体制整備の検討

新⑤ 日常生活支援総合事業への対応（再掲）

【総合リハ、高齢者施設】

平成29年4月より介護予防給付（訪問介護と通所介護）が、市町の日常生活総合事業に移行することに伴い、現行サービス、基準緩和型サービスAについては実施することとし、その他の事業については、収支状況、市町の実施方針、施設の状況等を勘案し、個別に実施の判断をしていく。

⑥ 事業団広報の推進

【法人全体】

地域社会に広く情報を発信していくため、施設の事業等取り組み方針や内容、魅力を積極的かつ迅速に情報発信する。また、誰もが見やすくわかりやすいものになるような配慮を行う。

- 施設の魅力を伝える情報発信
 - ・マスコミ等を活用した情報発信
 - ・地域住民や関係機関等への専門情報の発信
 - ・施設利用希望者や利用者家族等への情報公開
- ホームページ等広報媒体を活用した広報活動の推進
 - ・誰もが見やすいホームページ作り（ウェブアクセシビリティ）の推進
 - ・パンフレット等の活用
 - ・事業団キャッチフレーズ「支える心とおもいやり」の積極的活用
 - ・広報にかかる外部研修への参加

3 医療と福祉の連携による事業推進

医療・福祉の連携事業を先導的に実施するとともに、リハ医療における先進的な研究・実践に取り組む。

また、リハ医療・福祉に関する専門的機能や情報の発信に積極的に取り組み、利用者等の自立生活を支援する。

(1) 医療・福祉の連携事業の実施

拡① リハ医療の3次機能と高度・専門医療の推進 【中央病院、西播磨病院】

兵庫県におけるリハビリテーション医療の中核病院として、高度で専門的な医療を提供し、リハビリ医療の充実を図る。

○リハ医療と高度専門医療の提供

〔中央病院〕

- ・子どもの睡眠障害治療プログラム研究・実践及び臨床結果の情報発信
- ・ロボットリハビリテーションセンターの運営支援

新・人工関節センターの運営

〔西播磨病院〕

- ・核医学診断装置（SPECT）、反復脳磁気刺激（rTMS）装置による専門医療の提供
- ・パーキンソン病等の専門外来の実施

○リハビリ医療の充実

〔中央病院〕

- ・回復期病棟における休日リハの実施

〔西播磨病院〕

- ・休日リハ、通所リハの実施

② 高次脳機能障害の支援体制の確立 【総合リハ】

高次脳機能障害者に対する支援拠点機関として、普及啓発事業、専門的な相談支援及び支援手法等に関する研修等を実施するとともに、関係機関とのネットワークを充実し、高次脳機能障害者に対する支援体制の構築を図る。

○高次脳機能障害支援体制強化事業（県受託事業）

- ・相談支援・連携支援コーディネーターの設置
- ・受け入れ施設等へのコーディネーターの派遣支援
- ・支援連絡会議・地域連絡会議の開催
- ・高次脳機能障害者の受入実態・課題調査の実施
- ・研修会の開催（普及啓発（基礎）、支援向上（専門）、受入促進）

③ 音楽療法士・園芸療法士等による地域の障害者・高齢者等への支援

【西播磨総合リハ】

音楽療法・園芸療法をさらに充実させるための研究開発に取り組むとともに、音楽療法・園芸療法実践講座の開催等、地域の障害者・高齢者等への支援を行う。

- 音楽療法、園芸療法の個別及び集団訓練の実施
- 音楽療法、園芸療法講座等の実施
- 通所リハ事業、事業団施設及び民間施設へのセラピストの派遣

④ 認知症高齢者地域ケアの実践

【高齢者施設】

認知症疾患に関する情報や認知症のある方への評価、対応方法等を学び、実践することで、認知症高齢者地域ケアを推進する。

- 認知症カフェの充実（全特養）
- 通所サービスにおける支援プログラム等の充実
- 施設内「認知症集中支援チーム」の実践（全特養）
- 認知症集中支援チーム連絡会による情報交換、認知症機能訓練研修（4DAS研修）の実施

⑤ 認知症疾患医療センターの運営

【西播磨病院】

認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、圏域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、認知症疾患の保健医療水準の向上を目指す（SPECTの活用等）。

- 認知症疾患医療センターの運営
 - ・認知症疾患医療センター運営事業（県受託事業）
 - ・認知症医療連携体制強化事業（県補助事業）
- 認知症に係る相談の実施

⑥ 体育館を活用した介護予防・健康づくり機能の強化

【障害者スポーツ交流館、ふれあいスポーツ交流館、立雲の郷】

地域のスポーツの拠点施設として、地域住民の介護予防・健康づくり事業を実施する。

- 障害者スポーツ交流館
 - ・リハビリウォーキングの実施
 - ・健康スポーツ教室の実施
- ふれあいスポーツ交流館
 - ・行政との連携による特定保健指導教室の実施
 - ・いきいき予防リハ事業の定着化
 - ・「パーキンソン水中運動教室」の実施
- 立雲の郷「とらふす道場」（H27厚生労働省認定運動型健康増進施設）
 - ・生活習慣病予防・改善を目的とした事業の実施（朝来市委託）

⑦ セラピスト等専門職員と連携したサービスの提供

【全施設】

事業団の専門職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、音楽療法士、園芸療法士、体育指導員等）が事業団各施設の利用者に対して機能維持・向上及び生活向上に向けた指導・助言等を行うとともに、施設職員に対して介護、支援等に関する技術指導や研修を行い、職員の資質向上を図る。

- 事業団施設への派遣
 - ・各施設のニーズに応じて柔軟な派遣を調整、実施
 - ・機能評価、福祉用具、設備改修、機能低下への対応等に関する相談・助言
 - ・生活リハビリの技術指導、研修の実施
 - ・機能訓練事業の実施〔浜坂温泉保養荘〕

(2) リハ医療・福祉に関する専門的情報の発信

拡① 障害者スポーツの振興

【障害者スポーツ交流館、ふれあいスポーツ交流館】

県内の障害者スポーツの拠点施設として、障害者スポーツの普及・啓発、ネッ

トワークの推進、「パラリンピック東京大会」を見据えた選手の育成強化等を実施する。

- 若年層を含めた幅広い障害者スポーツ選手の育成強化
- 難病者及び精神障害者のスポーツ参加の推進
- 障害者スポーツ指導者、ボランティアの養成
- 障害者アスリートマルチサポート事業の実施(県障害者スポーツ協会受託事業)
- 新○障害者スポーツ出前教室の実施

② 「産・学・官」や「医・工」連携の共同研究による製品化、実用化の推進

【福祉のまちづくり研究所】

障害者・高齢者、医療福祉職のニーズを踏まえつつ、「移動支援」、「居住支援」、「ロボットテクノロジー」の3つの研究ミッションを柱とした「本当に役に立つもの」の研究・開発を推進する。

- 車椅子使用者の坂路環境及び活動量の評価と、バリアに対応した車椅子機構に関する研究
- 認知症者の暮らしの継続を支えるアイデアの普及ツール開発
- モーション・パラメーター応用技術開発
- ロボットリハビリ関連機器の研究開発
- 外部資金活用による研究(目標 研究費総額の35%以上)

③ 研究開発や研究成果を取り入れた研修・相談・展示機能等の充実

【福祉のまちづくり研究所、研修交流センター】

研究開発や成果を研修に反映する等、研究所と研修部門との連携強化を図る。

また、介護ロボットをはじめ福祉用具の展示と相談等を通じて、介護者の負担軽減や介護予防等に関する情報を発信していく。

- 福祉機器・介護ロボットの普及の推進
 - ・介護ロボット展示の強化(ロボットリハビリテーション拠点化推進事業)
- 新・次世代型住モデル空間の提案(ロボットリハビリテーション機能強化事業)
 - ・出張展示、福祉用具の普及・啓発(研修交流センター)
 - ・但馬長寿の郷との三者連携によるイベント展示の開催
- 研修事業による福祉人材の育成

④ 事業団実践・研究活動の活性化

【法人全体】

各施設等における実践・研究の取り組みを奨励するとともに、それらを集約して紀要にまとめ、貴重な知的財産として保存し、情報共有を図る。また、その内容及び成果を広く情報発信する。

(3) 先進的な研究・実践

① 子どもの睡眠障害治療プログラムの研究・実践及び臨床結果の情報発信

【中央病院】

成長や発達に大きな影響を与える小児期の睡眠障害について、専門的な診断治療及び研究を行うとともに、臨床結果等の情報を広く発信し、睡眠障害の治療の実践・定着を図る。

- 診断及び高照度光治療、低温サウナ療法、服薬・カウンセリング等による治療
- 睡眠障害児への治療や子どもの睡眠に関する調査研究
- 教育委員会、学校、保護者会、マスコミ等への情報発信
- 睡眠医学セミナーの開催

拡② ロボットリハビリテーションセンターの運営

【福祉のまちづくり研究所】

介護リハビリロボット研究開発の更なる実用化に向けた取り組みを推進するた

め、次世代型住モデル空間の整備や評価室・福祉用具展示ホールを活用した介護ロボット・高機能自立支援機器の実証評価及び導入支援の仕組みづくりに取り組む。

○現場ニーズに応じた研究開発・商品化

・改良型筋電義手、術前シミュレーション用骨盤モデル等の研究開発・商品化

○開発支援

・次世代型住モデル空間の整備（再掲）等

○普及推進

・福祉用具・介護ロボットを活用した介護技術の普及推進

○「小児筋電義手バンク」の運営

○その他

・リハビリテーション関連国際会議等への参画

・障害者スポーツ交流館と連携した障害者アスリートへの支援

新③ 人工関節センターの運営（再掲）

【中央病院】

人工関節センターによる関節疾患患者へのニーズに応じた医療の提供をとおして、専門的リハビリテーションを提供する中央病院の特色を一層発揮させる。

○広報

○関節疾患患者へのニーズに応じた医療の提供

○リハビリテーションの提供

4 人材育成と働きがいのある職場づくり

医療、福祉人材の確保難の状況の下、人材確保対策に積極的に取り組むとともに、体系的な職員研修を実施して、施設現場における人材育成と働きがいのある職場づくりを推進する。

また、中長期的な展望に立った雇用・人事制度改革の検討を進める。

(1) 人材の確保・育成

ア 職員確保対策

① 医師確保対策の実施

【事務局、中央病院】

安定的にリハビリ医療を提供するため、有効な医師確保方策を検討・実施する。

・大学病院への積極的な働きかけ

・応募しやすい環境整備（ホームページによる全国公募、専攻医の募集、インターネット面接）

・民間紹介業者への登録の拡大

・協力型臨床研修病院として臨床研修医（初期）の確保

② 支援員・看護師等確保対策の実施

【法人全体】

支援員・看護師等の多様な確保対策を検討・実施し職員の確保を図り、安定経営につなげる。

○支援員の確保対策

・高等学校への指定校求人の活用（13校）

拡・採用試験の充実（公募試験の複数回実施）、適性試験の導入

・広報の充実

施設見学バスツアー、学校OBを活用した学校訪問、就職説明会の開催、

採用ツールの充実、就職情報サイト・ダイレクトメール発送の活用等

○看護師の確保対策

修学資金貸与、養成学校訪問、再就職支援研修会・病院や福祉施設見学会等

の開催、他病院への長期実践研修・認定看護師養成研修の実施、募集パンフレットの作成等

イ 自律型組織を担う人材の育成

改① 組織性・専門性研修等の効果的实施

【法人全体】

人材育成基本方針（H28改正）の研修体系に基づき、年間を通じた研修を効果的に実施し、専門性の高い人材の育成に取り組んでいく。特に、支援員の専門性研修の強化に取り組み、OJTの充実を図るとともに、各領域でのスペシャリストの育成を目的に自主的な研究活動等の積極的な支援を図る。

○研修の推進

・組織性研修（7研修）

採用前研修、新規職員採用研修、中堅職員研修、管理監督職研修 他

・専門性研修（12研修）

OJTサポート研修、OJT指導者養成研修、財務経理担当職員研修 他

・特別研修（5研修）

施設マネジメント研修、海外研修 他

・SDS（自己啓発援助制度）（5事業）

高度専門研修支援事業、事業団職員研究・実践等発表大会、事業団紀要や全事協論文の積極的活用 他

拡② 資格取得の推進

【法人全体】

平成28年度から介護福祉士国家試験における実務者ルートで実務者研修の受講が必要となった結果、介護福祉士受験者数が減少した。また、平成30年度からは介護福祉士資格を有していなければ介護支援専門員試験の受験も困難になる。そこで、介護福祉士資格の取得を推進し、また将来の介護支援専門員資格取得を支援するためにも、実務者研修受講支援を実施する。

○資格取得者に対する報奨金の支給

介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、主任介護支援専門員、衛生管理者、管理栄養士

新○介護福祉士実務者研修への対応としての「平成29年度の実務者研修支援」

介護福祉士資格の取得をより一層推進し、現在のサービスの質を維持・向上させるため実務者研修受講支援を実施する。

新○介護福祉士実務者研修への対応としての「事業団による実務者研修の実施準備」

福祉人材を育成・確保するために、平成30年度からの介護福祉士実務者研修実施に向けた準備を進める。

③ 認知症介護に係る専門人材の育成

【高齢者施設】

認知症高齢者のさらなる増加が見込まれることから、各施設において、計画的に認知症関係研修の受講を進め、良質な介護を担う人材を育成していく。

○認知症介護指導者養成研修

事業団1名

○認知症介護実践リーダー研修

各施設1名

○認知症介護実践者研修

各施設2名

○認知症機能訓練研修（4DAS研修）

各施設2名

④ 専門職種連絡会の実施

【病院、のぞみの家、障害児者施設、清水が丘学園、高齢者施設】

管理栄養士・栄養士、施設看護師、それぞれに連絡会を開催し、情報の共有を図るとともに共通課題等の解決に向けた検討を行う。

- 管理栄養士・栄養士連絡会
- 施設看護師連絡会 等

(2) 人事・組織マネジメントの強化

ア 健全な組織運営

拡① 改正社会福祉法に基づく法人運営の推進

【法人全体】

社会福祉法人制度改革の趣旨に沿った、①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取組、について改正社会福祉法及び関係法令等に基づく法人運営を行う。

拡② ガバナンスの推進

【法人全体】

改正社会福祉法に基づく「経営組織のガバナンスの強化」を図るため、「ガバナンス推進計画」を改定し健全で効率的な組織運営、会計監査人の設置及び内部監査の充実により、財務規律の強化に取り組む。

- 法人運営体制の推進
- 事業推進体制の強化
- 監査体制の強化
- 相談通報体制
 - ・法人内相談・通報窓口：事務局総務部長
 - ・法人外相談・通報窓口：江戸町法律事務所（コンプライアンス事案限定）
 - ・福祉サービスに関する苦情解決事業にかかる第三者委員：事業団監事他2名

拡③ 監査実施による財務管理、内部統制の強化

【法人全体】

改正社会福祉法の施行に伴う会計監査人制度の導入により、会計監査人監査による財務管理の徹底をはじめ、内部監査の継続的实施及び外部機関、専門家による監査、点検・指導の受審により内部統制を強化することにより、法人の価値、信頼性を高めることを目指す。

- 会計監査人監査の実施
 - ・会計監査人の選定（6月評議員会で選任、会計監査法人候補者有限責任監査法人トーマツ）
 - ・会計監査人による監査（監査想定項目）
 - 法令・規則等の遵守、現預金管理、固定資産管理、棚卸資産管理、収入・未収金管理 ほか
- 内部監査の実施
 - ・監事による監査
 - 例月監事監査、決算監事監査
 - ・事務局による検査・指導
 - 決算事務確認、例月検査
- 外部監査の実施
 - ・公認会計士による決算監事監査事前指導
 - ・県監査委員事務局による監査
 - ・県出納局による点検・指導の実施

④ 情報公開・情報提供等による事業団経営の透明化

【法人全体】

改正社会福祉法に基づく「事業運営の透明性の向上」を図るため、公表が義務付けられた書類を備置し、現況報告書において役員区分毎の報酬総額を公表する。

また、引き続き、事業団（各施設）のホームページ、広報誌等を通じて、法人、施設の経営運営状況を積極的に開示する。

＜事業団で情報公開（公表・閲覧）する書類＞

事業計画書、事業報告書、計算書類、財産目録、監査報告書、現況報告書（役員区分毎の報酬総額公表）、定款、役員報酬基準、役員名簿

⑤ メンタルヘルス対策の充実

【法人全体】

定期健康診断受診者を対象にしたストレスチェックの実施、外部相談窓口の更なる周知を図り、積極的な活用を促すことで、メンタル不全の早期発見、早期対応につなげる。

○ストレスチェックの実施

- ・定期健康診断時の実施による実施率の向上
- ・集団分析による職場環境の改善

○外部相談窓口の設置

⑥ 職員からの事業等に関する意見聴取の実施

【法人全体】

事業団の業務・運営に関する意見を職員から幅広く聴取し、職員の経営参加の意欲を高めるとともに事業団運営の改善、利用者サービスや経営効率の向上を図る。

○職員提案の実施

- ・理事長提案メールによる自由提案の通年募集
- ・職員提案の実施による課題提案の募集

○役職員との懇談の実施

イ 雇用人事制度改革の検討

【法人全体】

人材の確保・育成・定着を図るため、社会情勢の変化に対応しつつ中長期の展望に立った雇用・人事制度改革の検討を進める。

○雇用・人事制度改革検討委員会による検討事項

- ・職員区分の見直し
- ・給与制度の見直し
- ・財政フレームの策定

5 経営基盤の安定・強化

経営環境が大きく変化する中、更なる経営戦略の策定準備を進め、事業推進体制の強化を図りながら、人材、施設機能、ノウハウなどの資源を最大限に活用した質の高いサービスを安定的に提供するとともに、健全で効率的な施設運営を推進する。

自主経営（事業団立）施設においては、最善のサービスを提供しつつ収支の改善を図り将来の費用負担にも備えることができるよう安定的で堅実な運営に努める。

また、県が設立し長年にわたり県立施設を運営してきた社会福祉法人として、引き続き県とのパートナーシップのもとで指定管理施設を適切に運営するとともに、先導的な役割をもつ県施策を県との協働により実践する。

(1) 事業推進体制等の強化と財務管理の徹底

ア 事業推進体制等の強化

拡① 新経営10か年計画「第3期実施計画」の評価・検証及び新経営10か年計画の総括と更なる経営戦略の策定準備

【法人全体】

実施計画策定後3年を迎えることから、3か年の取り組みについて評価、検証を行い、10年の総括をH29～H30年度の2か年で行うとともに、更なる経営戦略の策定へ向けて準備を進める。

拡② 事業推進体制の強化（再掲）

【法人全体】

新経営１０か年計画基本計画（平成２１年度～３０年度）の推進体制については、これまで適宜見直しを行い、より効果的な体制の構築に努めてきたところであり、平成２９年度以降は事業推進に重点を置き、計画の総仕上げに向けてより一層の体制強化を図るものとする。

また、施設指導専門員による各施設への指導・助言を徹底し諸課題の解決に努める。

基本計画上の推進体制	見直し後の推進体制
推進本部会議	全体運営会議
推進委員会	事務局運営会議
専門別検討会 種別施設長会議 種別検討会	事業部門推進会議 障害福祉事業部門推進会議 高齢福祉事業部門推進会議 総合リハ事業部門推進会議 西播磨総合リハ事業部門推進会議
全体施設長会議	全体施設長会議
経営収支会議	経営収支会議
－	施設指導専門員による指導・助言
種別検討会、プロジェクトチーム	支援課長等会議、プロジェクトチーム

改③ 事業目標管理（課題解決・目標達成のための取組み）の強化

【法人全体】

年度当初に事務局と各施設とが協働して課題解決や目標達成のための具体的な取組み方策や評価指標などを決定し、PDCAサイクルの手法も用いて定期的な進行管理を行うこと等により取組みの強化を図る。

拡○課題解決・目標達成のための取組み強化

- ・事務局と各施設との協議による課題・目標の決定
- ・具体的な取組み方策の決定
- ・課題解決・目標達成の評価指標を決定
- ・各施設による実践、事務局による支援
- ・各種会議等による進行管理
- ・取組み結果の評価と更なる改善策の実施 等

イ 財務規律の強化

【法人全体】

社会福祉法人において、経営状況の一層の透明性、健全性が求められていることを踏まえて、経営収支の改善による運転資金、中・長期を見据えた施設整備資金等を確保するとともに、適正な経理処理に基づく財務管理が重要な課題となっている。

そのため、経営収支会議によるきめ細やかな現状把握・経営分析と、それに基づき適時適切な経営改善を実施する。

あわせて、その実施の一翼を担う人材の育成により、事業継続基盤の安定を図る。

- 経営収支会議による施設毎、事業単位毎の現状把握・分析
- 適時適切な経営改善と運転資金の確保
- 積立金管理
- 財務経理担当職員の育成

(2) 自主経営（事業団立）施設の運営**ア 事業推進基盤の整備****① 計画的な施設の建替及び大規模改修の実施**

【法人全体】

老朽化による建替、大規模改修を要する施設については、必要な機能や整備内容等を検討し、適切な時期に実施する。

- 建替等の検討、実施
 - ・赤穂精華園授産寮
 - ・出石精和園成人寮
 - ・県病跡地多機能型事業所
- 大規模改修の検討
 - ・自立生活訓練センター

拡② 施設のメンテナンスサイクルの充実

【法人全体】

施設の長寿命化のためのメンテナンス技能の習得や点検の徹底を図るとともに、老朽、故障箇所の早期発見、早期対応により、維持管理のサイクル（メンテナンスサイクル）を充実させる。

あわせて、事業継続の上で必要不可欠な修繕・備品更新については、その時期、内容、経費等を検討、実施する。

- 施設の長寿命化に向けた取り組み
 - ・定期点検、清掃（年1回）、必要に応じて耐震・劣化診断を実施
 - ・基礎的なメンテナンス技能の習得（集合研修 年1回）
 - ・図面や取扱説明書等の情報の管理、電子化
- 専門家によるハード調査の実施
- 適時・適切な修繕、備品更新の実施

イ 事業毎の運営内容の充実等

① 障害児者施設等の施設入所機能の発揮及び日中活動の利用促進

【のぞみの家、障害児者施設】

障害児者施設やグループホームは、利用者の暮らしを支え、安全・安心な生活支援を提供する機能を発揮し、より質の高いサービスを提供していくとともに、これらの支援サービスを必要とする方への早期対応や利用者ニーズに沿った機能を整備していく。

また、日中系サービスでも、各事業所が有する専門機能を活かし、より多くの方に必要な支援を提供できるよう事業内容の改善や利用促進に取り組む。

- 利用促進及び収支改善方策
 - ・関係機関との連携による計画的な利用・入所調整
 - ・利用者のニーズにあわせた支援プログラム等の提供
 - ・業務の分析及び見直しによる効果的なサービス提供
 - ・利用者の状況に応じた支援体制の強化(加算等の取得) 等

改② 特別養護老人ホーム等の機能の発揮及び居宅サービス等の利用促進

【高齢者施設】

特別養護老人ホームは、介護の必要な高齢者の暮らしを支え、安全・安心な生活を提供する機能を発揮し、より質の高いサービスを提供していく。入所待機者への早期対応、空床の短期利用の促進等に努めて、より多くの方に入所していただけるよう、稼働率98%以上を維持することを標準的な目標とする。

養護老人ホームは、措置機関との連携を図って速やかな入所につなげ、セーフティネットの役割を果たす。

また、居宅サービス等事業では、より専門性の高い、魅力的な支援プログラムを提供し、広報に努めることにより、事業内容の改善や利用促進に取り組む。

- 利用促進及び収支改善方策
 - ・利用者の健康管理、事故防止対策の推進
 - ・利用者のニーズにあわせた魅力あるプログラム等の提供
 - ・関係機関との連携及び広報による利用促進
 - ・利用者の状況に応じた支援体制の強化（加算等の取得） 等

拡(3) 浜坂温泉保養荘の収支改善

① 浜坂温泉保養荘の収支改善

【事務局、浜坂温泉保養荘】

地域と連携したPRを推進することで認知度アップを図り、主に閑散期における利用者確保及び客単価の向上、並行した経費抑制方策の実施により収支改善を図る。

年間宿泊者	12,490人	目標利用率	44.0%
-------	---------	-------	-------

○閑散期（4, 6, 9, 10月）における利用者確保及び客単価の向上

- ・顧客ニーズに即した宿泊・休憩企画の提案・実施
- ・高齢者、障害者を対象にしたサービスの実施

○安定的な運営の推進

- ・経費抑制方策の検討・実施

○広報戦略の推進

- ・地域と連携したPRの推進
- ・SNSやメールマガジンによる情報発信

新○感謝デーの実施

(4) 指定管理施設の運営と県施策の実践

① 病院経営計画に基づく病院運営

【中央病院、西播磨病院】

「病院経営計画」に基づき、具体の行動計画を着実に推進し、更なる経営の改善と医療サービスの向上を図る。

最終2カ年行革プラン平成29年度実施計画

目標値	中央病院	西播磨病院
病床利用率	80.5%	95.0%
1日平均外来患者数	243人	44人

改② 県との協働による県施策の先導的役割の実践（指定管理の検証）

【事務局、指定管理施設】

指定管理施設においては、県とのパートナーシップのもと福祉と医療に関する多様な機能を発揮して、県施策の一翼を担い、先導的な役割を果たすとともに、効率的な運営を推進する。

【指定管理施設】10施設

総合リハビリテーションセンター	中央病院	
	職業能力開発施設	
	おおぞらのいえ	福祉型障害児入所施設
	障害者スポーツ交流館	
	福祉のまちづくり研究所	
西播磨総合リハビリテーションセンター	西播磨病院	
	研修交流センター	
	ふれあいスポーツ交流館	
清水が丘学園	児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）	
こども発達支援センター		

【主な県受託事業】

<u>総合リハビリテーションセンター関係</u>		
①障害者雇用・就業支援ネットワーク構築事業	(県委託	障害者支援課)
②重点分野障害者就労促進事業	(県委託	障害者支援課)
③障害者しごと支援事業	(県委託	障害者支援課)
④障害者体験ワーク事業	(県委託	しごと支援課)
⑤介護予防推進研修	(県委託	高齢対策課)
⑥認知症介護研修	(県委託	高齢対策課)
⑦相談支援従事者研修・サービス管理責任者等研修	(県委託	障害福祉課)
⑧強度行動障害支援者養成研修	(県委託	障害福祉課)
⑨ロボットリハビリテーション拠点化推進事業	(県委託	障害者支援課)
⑩ロボットリハビリテーション機能強化事業	(県委託	障害者支援課)
⑪小児筋電義手バンク支援事業	(県補助事業	障害者支援課)
⑫地域リハビリテーション支援体制推進事業	(県補助事業	高齢対策課)
⑬高次脳機能障害支援体制整備事業	(県委託	障害福祉課)
<u>西播磨総合リハビリテーションセンター関係</u>		
①認知症疾患医療センター運営事業	(県委託	高齢対策課)
②認知症対応医療機関連携強化事業	(県補助事業	高齢対策課)
<u>その他施設</u>		
①こども発達支援センター市町連携体制強化事業	(県委託	障害福祉課)
②障害者就業・生活支援センター生活支援等事業 ：五色精光園、赤穂精華園、三木精愛園	(県委託	障害者支援課)
③障害者雇用就業・定着拡大推進事業 ：五色精光園、赤穂精華園、三木精愛園	(県補助事業	しごと支援課)
④地域サポート型特養の認証：たじま荘	(窓口	県高齢対策課)
⑤障害者等相談支援コーディネート事業：出石精和園	(県委託	障害福祉課)